

始良市津波避難計画

平成 2 8 年 1 月

目 次

第 1 章 総 則	1
1 目的	
2 計画の修正	
3 用語の意味	
第 2 章 避難計画	2
1 津波の浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定	
2 津波避難計画	
(避難対象地域、避難路、避難目標地点、避難ビル、津波避難計画避難対象地域図等)	
第 3 章 初動体制（職員の参集等）	4
1 連絡・参集体制	
2 配備体制	
第 4 章 避難誘導等に従事する者の安全確保	5
第 5 章 津波に関する情報等の収集・伝達	6
1 津波に関する情報の収集	
2 津波に関する情報の伝達	
第 6 章 避難勧告避難指示の発令	10
1 発表基準	
2 始良市の対応	
3 伝達方法	
第 7 章 津波対策の教育・啓発	12
第 8 章 津波避難訓練の実施	13
第 9 章 その他の留意点	14
1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	
2 要配慮者の避難対策	
3 自主防災組織の結成・活動の促進	
4 地域特性や社会的な状況に対応した津波対策の促進	

第1章 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が想定される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2、3日のあいだ、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件化を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難する場合の道路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、生命の安全を確保するために避難の目標とする地点であり、必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

(8) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。

(9) 避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期間にわたって避難する施設をいう。

第2章 避難計画

1 津波の浸水想定区域及び到達時間の設定

県が作成した津波の浸水想定の結果のうち、本市への影響が大きい「鹿児島湾直下の地震」、「南海トラフの巨大地震」及び「桜島の海底噴火」による津波を勘案することとするが、「桜島の海底噴火」における避難については、火山噴火現象の状況を考慮し、海底噴火事前に避難が完了するよう努めることとする。

なお、浸水想定域は、別図「津波避難計画避難対象地域図」のとおりである。

津波到達予想時間や想定する津波の高さは下表のとおり。

想定	震度	津波到達時間		津波の高さ
		津波の高さ（※）	最大津波	
鹿児島湾直下の地震	6 弱	—	8 分	2.36m
南海トラフの巨大地震（陸側ケース）	6 弱	146 分	150 分	2.58m
桜島の海底噴火 A（北方沖）		4 分	4 分	7.77m
桜島の海底噴火 B（東方沖）		9 分	14 分	4.56m

（※）気象庁が津波警報を発表する際の水位変化の基準である+1.0m以上の津波が海岸線に到達する時間

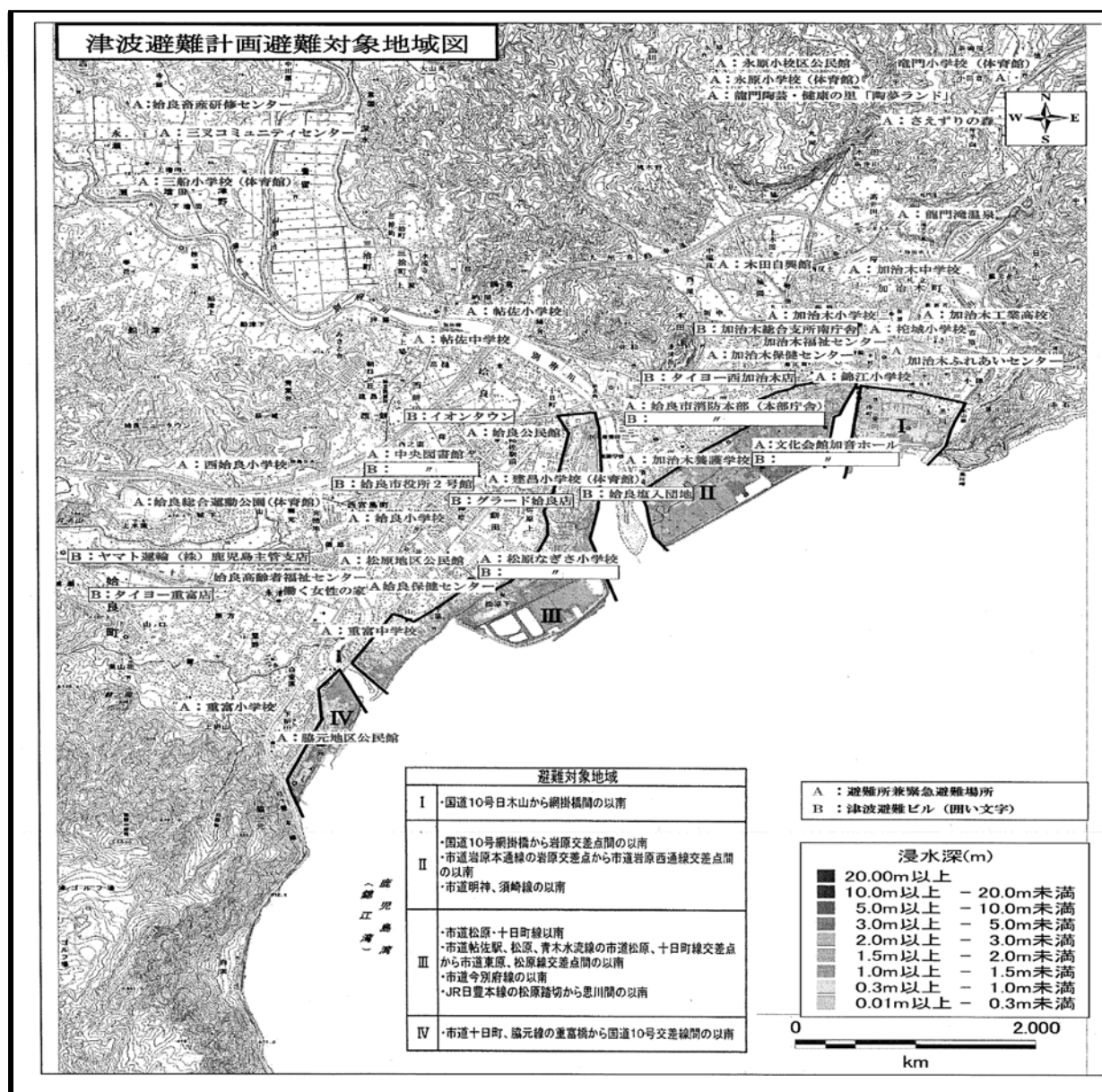
2 津波避難計画

避難対象地域における避難路、避難目標地点、避難場所、及び津波避難ビル等は次のとおりとし、適宜見直すこととする。

避難対象地域	避難路	避難目標地点	津波避難ビル等
・ 国道 10 号日木山橋から網掛橋間の以南	I 県道加治木港線→市道蒲生田通線	加治木福祉センター	タイヨー西加治木店
・ 国道 10 号網掛橋から岩原交差点間の以南 ・ 市道岩原本通線の岩原交差点から市道岩原西通線交差点間の以南 ・ 市道明神・須崎線の以南	II ①市道木田本通線 ②市道岩原西通線 ③市道明神南線→市道明神東線→市道須崎・中福良線	①錦江小学校 ②タイヨー西加治木店 ③県立加治木養護学校	①タイヨー西加治木店 ②始良市消防本部（本部庁舎）
・ 市道松原・十日町線以南 ・ 市道帖佐駅・松原・青木水流線の市道松原・十日町線交差点から市道東原・松原線交差点間の以南 ・ 市道今別府線の以南	III ①市道ホームタウン帖佐・塩入線 ②帖佐駅・松原・青木水流線 ③市道宮島線 ④県道松原帖佐停車場線 ⑤市道東原・松原線 ⑥市道森山線	①始良公民館 ②建昌小学校 ③始良市役所 ④松原なぎさ小学校 ⑤始良高齢者福祉センター	①始良市役所 2 号館 ②グランド始良店 ③イオンタウン

・JR日豊本線の松原踏切から思川間の以南			④松原なぎさ小学校（本校舎）
・市道十日町・脇元線の重富橋から国道10号交差線間の以南	IV	①市道重富漁港線→県道重富停車場線 ②市道大筋海岸線→県道重富停車場線	①脇元地区公民館 タイヨー重富店

※避難対象地域（Ⅰ～Ⅳ）及び津波避難ビルを、下記「津波避難計画避難対象地域図」で表わす。この地域図は、始良市津波浸水ハザードマップと整合性を持つものである。



※津波避難計画対象地域を詳細にするため、拡大「津波避難計画避難対象地域図」を別添する。

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は、「始良市地域防災計画」に定めるもののほか、次による。

（１）連絡方法

職員への連絡は、始良市防災・地域情報メールによるほか、各課等で作成した電話連絡網等により連絡する。

（２）自主参集の基準

市域で震度５弱以上が観測された場合、及び、津波警報以上が発表され津波による浸水被害等が予想された場合は、自主的に参集し防災活動に従事する。

なお、道路の被災状況等によっては、参集できない可能性がある。そのような場合は、参集可能な総合支所等に参集し、災害対策本部と連絡をとりながら住民避難誘導等に従事する。

2 配備体制

地震や津波等が発生した場合の配備体制は、次のとおりとするが、必要がある場合は、情勢に適応して変更する。

配備体制	配備基準	活動内容
情報連絡本部 体制	・市域で震度４、又は近隣市町で震度５弱以上が観測されたとき ・津波注意報が発表されたとき ・県地域振興局が庁舎待機以上の体制をとったとき ・その他市長が特に必要と認めたとき	小規模地震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部 体制	・市域で震度５弱の地震が観測されたとき ・震度５弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのある場合 ・その他市長が特に必要と認めたとき	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部 体制	・市域で震度５強以上が観測されたとき ・震度５強未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれがある場合 ・津波警報以上が発表されたとき ・津波による浸水被害等が予想されたとき	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ市の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員（消防職員を含む）、消防団員等は、液状化や家屋等の倒壊により通行できない道路等もあることを念頭におき、避難誘導や自身の安全確保を行う必要がある。

近地津波においては、原因となる地震や海底噴火の発生から短時間のうちに津波が襲来することが予想されるため、自身の避難時間を確保のうえ、避難誘導等を実施するものとする。

遠地津波においては、津波の襲来まで時間があることから、まず、正確な情報の収集に努め自身の安全確保に留意しながら可能な範囲で避難誘導等を実施するものとする。

なお、原則として、津波浸水想定域内での活動は、気象庁が発表する津波到達予想時刻の10分前までとし、それ以降は、急いで安全な場所へ避難するものとする。

第5章 津波に関する情報の収集・伝達

1 津波に関する情報の収集

(1) 津波警報等の収集

- ① 鹿児島県沿岸の津波予報区（鹿児島湾は鹿児島県西部）に対して気象庁が発表する津波警報等は、危機管理課及び消防本部において受領する。
- ② 津波警報等は、防災情報提供システム、Em-net、FAX及び電話等で通知される。
- ③ 勤務時間外において津波警報等を受領した消防本部通信指令室長は、直ちにその旨を危機管理課長及び警防課長へ伝達する。
- ④ 情報を受領した危機管理課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告するものとする。

※津波警報等の種類と発表される津波の高さは下記のとおり

津波警報等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ<10m)		
		5m (3m<高さ<5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ<3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ<1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波の状況等の情報収集

①海面の監視

消防本部は、市域に津波警報等が発表された場合は、次のとおり海面監視等を行う。

区 分	海 面 監 視 ・ 警 戒 要 領
大津波警報 津波警報	津波警報で発表される津波の予想高さに応じ、危険が予想される区域に対して直ちに避難を呼びかける。 海面監視は、津波注意報発表時と同様とする。
津波注意報	遊泳者等に対して、陸上への避難を呼びかけ、さらに津波により危険が予想される区域に対して注意を呼びかける。 海面監視は、原則、消防本部設置の高所監視カメラを活用して行うものとし、必要に応じて安全な高所から目視により実施する。

②異常現象を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、速やかに、市、警察又は海上保安部のいずれかに通報するものとする。

2 津波に関する情報の伝達

(1) 住民等への伝達方法

- ① 同報系防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、テレガイド、Ｊアラート）
- ② 始良市防災・地域情報メール
- ③ 緊急速報メール
- ④ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関
- ⑤ 広報車等の呼びかけ
- ⑥ 関係者による直接口頭、又は拡声器
- ⑦ サイレン
- ⑧ ホームページ

※避難指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

	サ イ レ ン
勧 告	5 秒 休止(6 秒) 5 秒
指 示	1 分 休止(5 秒) 1 分

(2) 伝達内容

①津波注意報発表時（Ｊアラートによる同報系防災行政無線自動起動）

サイレン吹鳴 「津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意して下さい。 こちらは、ぼうさい始良市役所です。」
--

下りチャイム

※サイレン吹鳴及び「本文」3回繰り返し

②津波到達予想時刻発表後（津波注意報発表時）

上りチャイム

こちらは、ぼうさい始良市役所です。

「現在、始良市を含む鹿児島県西部に津波注意報が発表されています。

津波の第1波の到達予想時刻は〇〇時〇〇分です。

津波は、予想より早く押し寄せる場合があります。

また、第1波よりも第2波・第3波の方が大きくなる場合があります。

沿岸部にいる方は、海や川に近づかないようにして下さい。

海岸や海の中にいる方は、ただちに海から上がり海岸から離れてください。

今後のお知らせや、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意してください。」

以上で放送を終わります。

下りチャイム

※「本文」2回繰り返し

③津波警報発表時（Jアラートによる同報系防災行政無線自動起動）

サイレン吹鳴

「津波警報が発表されました。

海岸付近の方は、高台に避難してください。

こちらは、ぼうさい始良市役所です。」

下りチャイム

※サイレン吹鳴及び「本文」3回繰り返し

④津波到達予想時刻発表後（津波警報発表時）

上りチャイム

こちらは、ぼうさい始良市役所です。

「現在、始良市を含む鹿児島県西部に津波警報が発表されています。

津波の第1波の到達予想時刻は〇〇時〇〇分です。

津波は、予想より早く押し寄せる場合があります。

また、第1波よりも第2波・第3波の方が大きくなる場合があります。

海の中にいる方や沿岸部の方は、ただちに海や川から遠く高いところに避難してください。

海や川には絶対に近づかないでください。」

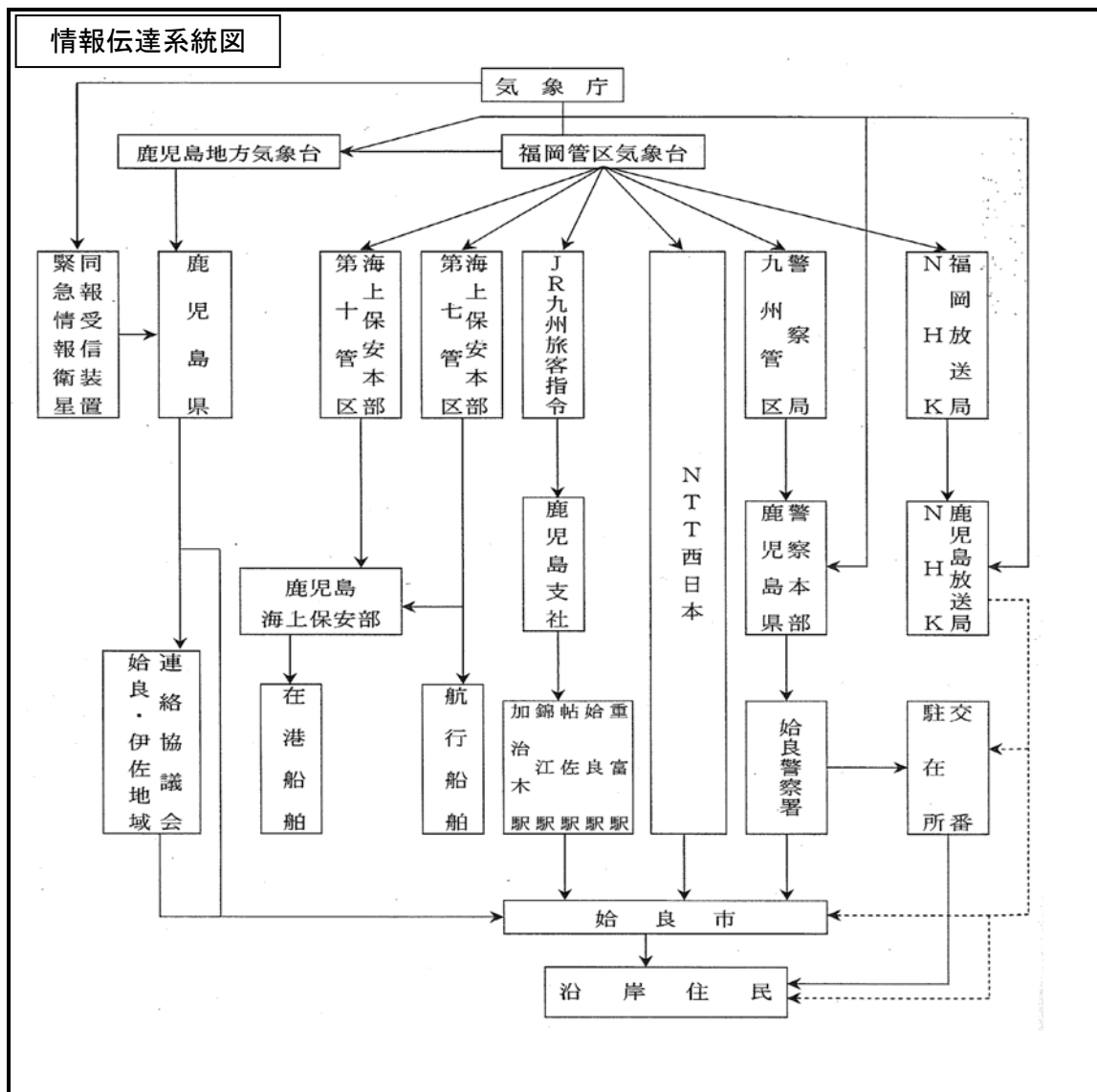
以上で放送を終わります。

下りチャイム

※「本文」2回繰り返し

(3) 伝達系統

津波に関する情報の伝達系統は次のとおり。



第6章 避難勧告、避難指示の発令

1 発令基準

種 別	基 準
避 難 勧 告	鹿児島湾内及び近隣近海で津波が発生し、津波警報が発表されたとき。又は近隣近海で津波が発生し、大津波警報が発表されたとき。
避 難 指 示	鹿児島湾内及び近隣海域で津波が発生し、大津波警報が発表されたとき。

2 始良市の対応

津波警報発表と同時に、始良市は「災害対策本部」を設置し、上記発令基準に基づき、避難勧告を発令する。

3 伝達方法

(1) 発表時期、避難勧告、避難指示等の発表手順

- ① 避難勧告、避難指示は迅速に行うこととし、かつ、関係者に徹底するような方法で実施するよう努めるものとする。
- ② 避難勧告、避難指示を行ったときは、直ちに県（危機管理防災課、始良・伊佐地域振興局総務企画課）及び防災関係機関等へ通報するとともに、急を要する場合は、直接報道機関にも情報提供するものとする。

(2) 伝達方法

住民に対する避難勧告、避難指示の伝達は、次の方法のうち、実情に即した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の手段・伝達責任者の確保に努める。

伝達方法は、「第5章 2 津波に関する情報の伝達（1）住民への伝達方法」のとおりとする。

(3) 伝達内容

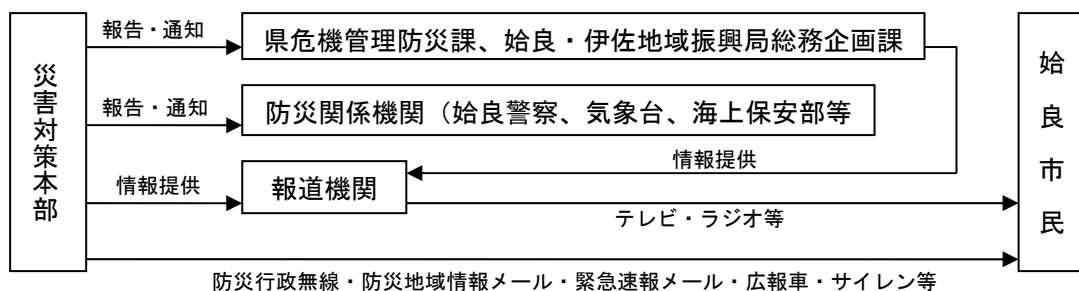
避難勧告、避難指示

上りチャイム
こちらは、ぼうさい始良市役所です。
「津波警報（大津波警報）の発表を受け、始良市は沿岸部に避難勧告（避難指示）を発令しました。
沿岸部の方は、ただちに海や川から遠く高いところに避難してください。
海や川には、絶対に近づかないでください。」
以上で放送を終わります。
下りチャイム

※「本文」2回繰り返し

(4) 伝達経路図

避難指示等の発表後の全体の流れは次のとおり。



第7章 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震（震度4以上）を感じたとき、また、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底するよう啓発に努める。
- 2 津波防災の知識と備えを身につけてもらうため、津波の危険性や津波に関する情報・避難指示等の伝達方法、津波発生時の避難行動などに関するパンフレット、ハザードマップ、広報誌、ホームページ及び防災研修会等を活用して啓発に努める。
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、津波防災の普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの育成に努める。
- 4 気象庁などが作成した津波啓発ビデオ等の啓発資料を用いて津波防災の啓発に努める。

第8章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には津波に対する啓発や、訓練終了後の訓練内容等の検証も実施する。

さらに、訓練には、防災関係機関も参加し、情報伝達や情報収集など連携の確認を行い強化に努める。

第9章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

当該地域に不慣れな観光客や海水浴客、釣り客等にあっても、迅速な避難が行えるよう、分かりやすい標識や案内板等の設置を行い、さらに、情報伝達手段の確保に努める。

2 要配慮者の避難対策

津波避難において、要配慮者（情報入手困難、一人で行動出来ない、地理的不慣れ等により避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、配慮すべき要因に応じて、分かりやすい津波警報、注意報、避難指示等の情報伝達や避難行動の支援に留意する。

要配慮者として配慮すべき要因	要配慮者の例
情報入手困難	視聴覚障害者、外国人、子ども等
一人で行動出来ない	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児、妊産婦等
地理的不慣れ	観光客、外国人等

3 自主防災組織の結成・活動の促進

津波から身を守るためには、周辺住民の応援、あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが大きいことから、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動の促進や、これら組織と消防団等との連携促進を図る必要がある。

4 地域特性や社会的状況に対応した津波対策の促進

（1）孤立化集落対策

津波災害により、孤立のおそれのある集落の対策として、情報収集及び伝達方法等強化をするとともに、食料等の備蓄も実施する必要がある。

（2）桜島の海底噴火に伴う津波等の火山性津波などへの対応

海底噴火が起因となる津波からの避難は、桜島の火山活動との関連が大きいことから、県や気象台、その他関係機関からの情報収集に全力を注ぎ、津波発生前に住民避難が行えるよう体制の整備に努めるものとする。